

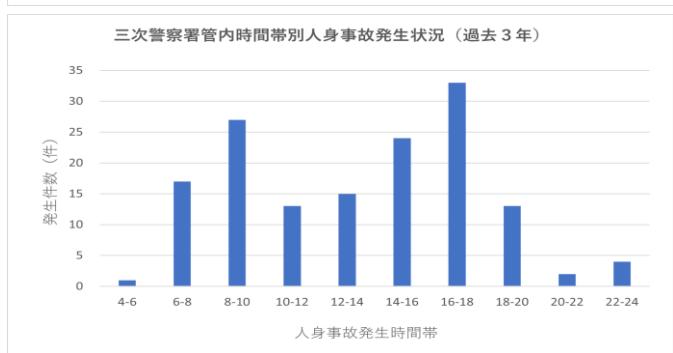
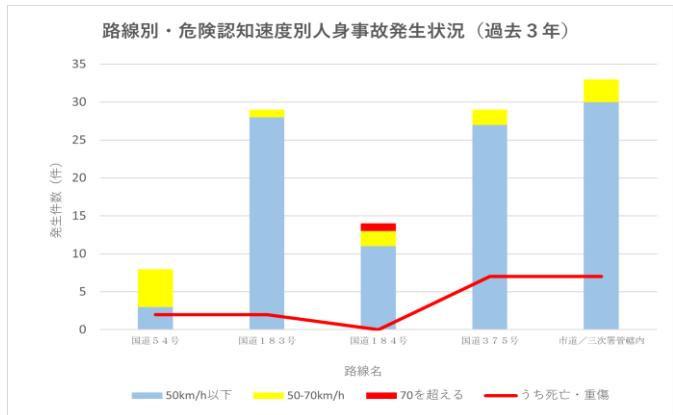
速度取締り指針

三次警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道54号	10:00~12:00、14:00~18:00	粟屋町、秋町	50km/h
国道375号	8:00~10:00、16:00~20:00	西酒屋町、十日市南	40km/h

重点以外の場所、時間等においても速度取締りを実施することがあります。

三次警察署管内における交通事故実態



▼ 主要幹線道路における過去3年間の人身交通事故の発生件数を比較すると、国道375号、183号での発生が最も多いっています。

国道54号では、高速度での人身交通事故の発生割合が高くなっています。

▼ 令和6年、主要地方道三次庄原線において死亡交通事故が発生しています。

国道375号は、西酒屋町や十日市南で交通量が多く、過去に重傷交通事故も発生しています。

※ 危険認知速度とは、交通事故の当事者が危険を認知してブレーキやハンドル操作などの危険回避措置をとる直前までの速度をいいます。

▼ 過去3年間(令和4年～令和6年)の人身交通事故を発生時間帯別に分析すると、8時から10時、16時から18時の時間帯に多く発生しています。

～令和7年中の交通事故の特徴～

- 人身交通事故が最も多く発生しているのは国道183号です。
- 人身交通事故の発生が多い時間帯は朝夕の通勤、通学時間帯です。
- 人身交通事故のうち最も多い事故形態は追突です。

◇その他の交通指導取締り要点◇

- 悪質な飲酒・無免許運転取締りのほか、安全な通学路を確保するため、通学路取締りを強化します。
- 白バイやパトカーを用いて、横断歩行者を守るための取締りを強化します。